

令和6年9月4日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議 事 日 程 （第5号）

令和6年9月19日（木）午後1時00分開議

第1 特別委員会中間報告の件

第2 議案並びに請願の総括審議

第3 発議案第1号から第2号までの
上程説明並びに総括審議

第4 所管事務調査のための委員派遣の件

茂原市議会定例会会議録（第 5 号）

令和 6 年 9 月 19 日（木）午後 1 時 00 分 開議

○議長（金坂道人君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は 22 名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 長 の 報 告

○議長（金坂道人君） ここで報告します。

去る 9 月 13 日の本会議で設置されました決算審査特別委員会は、同日、本会議終了後、委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に鈴木敏文君、副委員長に細谷菜穂子君がそれぞれ選任されました。

次に、6 月定例会から継続審査になっております案件、並びに今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 事 日 程

○議長（金坂道人君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

特別委員会中間報告の件

○議長（金坂道人君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第 1 「特別委員会中間報告の件」を議題とします。

水害対策特別委員会委員長 常泉健一君から報告を求めます。

（水害対策特別委員会委員長 常泉健一君登壇）

○水害対策特別委員会委員長（常泉健一君） それでは、水害対策特別委員会の中間報告を申し上げます。

令和 6 年 8 月 2 日に千葉県県土整備部職員及び市当局職員出席のもと、委員会を開催し、初めに「ほほえみ渡付近の工事箇所」、「明治橋工事箇所」、「赤目川 A 調節池」、「赤目川萱場地先の工事箇所」を視察し、視察後の委員会において、「激特事業の進捗状況及び今後の見通しについて」、「赤目川改修事業の進捗状況及び今後の見通しについて」、「令和 5 年台風

第13号による災害検証会議及び一宮川護岸工事検証会議の結果と今後の見通しについて」、「内水対策の状況について」、説明を受けましたので、その内容について申し上げます。

最初に、「激特事業の進捗状況及び今後の見通しについて」説明を受けました。

まず、瑞沢川合流点から下流の河道掘削区間において、下流域では、局所的に用地買収が未了で、計画上の河川断面を確保できていない箇所があることから、引き続き用地の取得に努める。工事については、昨年度、川瀬橋の左岸上流の護岸工事、河道掘削工事を実施したところであり、今年度は川瀬橋下部の護岸を整備する予定である。松潟堰上流の堆積土砂については、昨年度までに撤去が完了し、今後は必要に応じて土砂撤去を実施する。また、一宮町宮原地先の共有地については、昨年4月に施行された改正民法に基づき、土砂撤去の管理行為を実施した。なお、一部については占用管があり、土砂撤去一部未了のため、今年度占用管の移設工事が完了した後に土砂掘削を実施する予定であるとのことでありました。

次に、瑞沢川合流点から鶴枝川合流点までの河道拡幅区間では、河川改修することにより、河道を約20メートル拡幅する。用地については、現在9割以上取得済みで、河道拡幅に伴い橋の架け替え工事、樋門の工事、築堤工事を現在進めている。東橋及び北川橋の架け替え工事については、橋台、橋脚の下部工事は完了しており、現在上部工事を施工中である。樋門工事については、拡幅によって樋門を作り変える必要があることから、10基中7基が完成しており、現在残り3基を施工中である。築堤工事については、完成した樋門の上下流を計画的に順次進めているところであるとのことでありました。

次に、鶴枝川合流点から豊田川合流点までの護岸法立て区間では、左岸において、今年度末までの完成を目指し、護岸工事等を実施していく。護岸法立て区間は茂原市街地に位置し、短期間での用地取得が困難であることから、既存の川幅の中で洪水が流れる断面を大きくし、また地盤沈下で低くなった堤防を計画の高さまで嵩上げすることとしている。現況の堤防が2割勾配であったものを、五分勾配のコンクリート護岸で法立てを行い、堤防の天端には自転車道路、護岸の下には維持管理のための管理用道路を設置する。工事の進捗状況として明光橋下流では、コンクリートブロックの上にL型の擁壁を設置し、計画の堤防高さを確保したとのことでありました。

次に、右岸のコンクリート壁による堤防嵩上げについては、短期対策として令和4年8月末までに、約50センチの堤防嵩上げを実施。第二調節池の増設工事は、令和6年3月末に掘削が完了し、計画の貯留容量40万立方メートルを確保。対岸にある既存の70万立方メートルと合わせて110万立方メートルへの増量が完了した。現在は、警報設備や転落防止柵の設置、堤防の

舗装工事を実施している。なお、令和5年9月8日台風第13号の際には、洪水の一部を調節池に貯留し、下流の市街地へ流れ込む一宮川の流量をしっかりと抑制したとのことでありました。

次に、一宮川上流域及び支川については、長柄町の小榎本地先において、計画貯留容量55万立方メートル、面積は約20ヘクタールの第三調節池を新設する。今年度は地元説明会を開催しながら、用地買収、工事用道路に着手し、令和11年度末までの完成を目指す。一宮川の上流域、三途川、豊田川の上流区間については、測量が完了し、現在詳細設計を進めている。豊田川の下流部は、令和6年5月に大型土のうの設置が完了し、現在詳細設計を進めている。また、阿久川については、一宮川合流点から約1.6キロメートル区間の堤防嵩上げ工事を実施しており、今年度中の完成を目指しているところであるとのことでありました。

次に、今後の進め方については、中下流域では、現在進めている橋梁架け替え工事や樋門工事、掘削、築堤、護岸工事などを今後も引き続き実施していく。また、令和4年度に新規事業化された上流域・支川については、現在詳細設計等を実施しており、令和11年度末までの完成を目指して事業を進めていくとのことでありました。

以上の説明に対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「現在計画している河川工事等が完了した場合、どの程度の降雨に耐え得るのか」との質疑に対し、「計画としては、確率10分の1、1時間雨量46ミリの降雨を安全に流し、主要な施設等の床上浸水を防ぐことを目標とし、整備を進めている」との答弁がありました。

次に、「一宮町宮原地先の共有地の今後の見通しは」との質疑に対し、「民法改正により、昨年度共有地の上部について土砂撤去を行ったが、さらに掘削する場合には共有者全員からの用地取得が必要であり、共有者一人ひとりに協力をお願いしているところではあるが、なかなか進捗していない状況である。また、所有者が不明な土地については、所有者不明土地管理人による管理命令を裁判所に申し立てており、管理人選定後用地取得し、より多くの河道断面の確保ができるよう掘削していきたい」との答弁がありました。

次に、「工事進捗によって撤去された大型土のうを未改修区間に移動させ、設置することは可能か」との質疑に対し、「撤去された大型土のうについては、そのほとんどが埋め戻しとなる。大型土のうの再利用については、大型土のうを移動させることが困難であり、また耐候性は高いものの永久的に効果を発揮するものではないため、別の場所での再利用は行っていない」との答弁がありました。

次に、「既設の第二調節池は自動的に排水するとのことだが、増設箇所は、どう排水されるのか」との質疑に対し、「現在は、河川の水位が下がったら手動でゲートを上げ排水している

が、計画では現在進めている警報設備工事の中で自動的に排水する仕組みを作り、既設と同様に自動的に排水されるようになる」との答弁がありました。

また、委員から「現在の河川では、容量不足であるため、太平洋まで伸びる新たな導水路の整備を検討されたい」との意見や、「河口付近に強制排水ポンプを設置することについて今後検討されたい」との意見や、「整備した排水機場等の内水対策の効果をより発揮させるため、計画高水位の見直しをお願いしたい」との意見がありました。

続いて、赤目川改修事業の進捗状況及び今後の見通しについて説明を受けました。

二級河川赤目川は、南白亀川合流点から茂原市本納地先、旧国道128号にかかる上総橋までの延長7.7キロメートル、流域面積は25平方キロメートルの河川である。JR本納駅周辺をはじめ、沿線地域の浸水被害解消等を目的として整備を進めており、これまでに下流から萱場橋までの約4.2キロメートル区間と上流の新桂島堰付近の約0.5キロメートル区間を合わせ約4.7キロメートルが整備済みであり、またJR外房線手前の乗川合流点にあるB調節池が概成している状況である。現在は、中流部の大規模特定河川事業の600メートル区間について集中的に河川改修工事を実施するとともに、上流側のB調節池の反対側にあるA調節池の整備を進めているところである。上中流部の河川改修の状況としては、A調節池は、これまで約90%の掘削及び護岸工事を実施しており、今年度はA調節池からの排水施設に係る土木工事等を進めていく。新桂島堰については、今年度組合へ引き継ぐことや堰上下流の取付護岸工事を片岸延長として約380メートル実施していく。昨年度実施予定であった新手樋橋上流の樋管工事については、昨年度台風被害の対応等により進捗に遅れが出たため、今年度も実施していく。今後とも、地元や関係者から協力等を得ながら、赤目川改修事業の早期完成に向けて努めてまいりたいとのことでありました。

以上の説明に対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「赤目川A調節池及びB調節池を合わせた効果の見込みは」との質疑に対し、「A調節池は上流域から25トン流れてくる予定であり、そのうち11トンをストックし、残り14トンを下流に流すこととしている。B調節池は上流域から15トン流れてくる予定であり、そのうち7トンをストックし、残り8トンを下流に流す計画としている。現状としては、上流域まで河川改修に至っていないため、一定の効果があるが、計画どおりの効果は発揮していない」との答弁がありました。

次に、「赤目川の整備効果を発揮させるためには、南白亀川についても浚渫していく必要があるが、南白亀川を浚渫する考えはあるのか」との質疑に対し、「南白亀川の計画箇所につい

て堆積状況を確認しながら、堆積がひどい状況の箇所から浚渫を実施していきたいと考える」との答弁がありました。

次に、「赤目川期成同盟会を立ち上げ、30年余という時間がたっているが、目に見えるような進捗がなく、地元との協議に時間を要していることであるが、地元と身近に接している市と協力し、事業を進めていくのはどうか」との質疑に対し、「地元との調整に関しては、県としても積極的に行っていきたいと考えており、昨年から堰の関係者に対し、説明会や話し合いを行っている。現在は、いただいた様々な意見等についてまとめており、まとめ次第、地元に対し説明していきたいと考える。また、説明会等については、市の協力を得て対応しており、今後も市と連携を図りながら事業を進めていきたい」との答弁がありました。

また、委員から「調節池周辺の田んぼは、ため池の状態であり、貯水池替わりになっている。溜まった水をいかに流すかについて、検討を重ねていただきたい」との意見や、「赤目川下流域にも排水機場があるが、河川の水位が上がってしまうと、河川に流せなくなってしまう。河川改修とは別に何らかの対策をお願いしたい」との意見がありました。

続いて、令和5年台風第13号による災害検証会議及び一宮川護岸工事検証会議の結果と今後の見通しについて説明を受けました。

令和5年台風第13号の接近による大雨により、一宮川流域において浸水被害が発生したことから、河川計画を大きく上回った今次降雨による浸水被害のメカニズムを検証し、これまでの河川整備の効果や浸水被害における外水・内水の影響度合い等を明らかにした上で、計画規模を上回る降雨に対する今後の浸水対策のあり方を取りまとめるため、一宮川流域における令和5年台風第13号による災害検証会議を設置した。また、浸水被害が発生した際、施工中の護岸工事で設置していた仮締切堤防の一部で、必要な高さを満足していない箇所があることが判明したことから、施工不備の影響や工事の管理体制の事実確認を行うとともに、今回の浸水被害のメカニズムや、外水・内水の影響度合いを踏まえ、過失の有無及び程度を明らかにし、工事の管理体制のあり方を取りまとめるため、一宮川護岸工事検証会議を設置した。

両会議は、令和5年10月31日に設置以降、会議やワーキンググループ、現地調査等行いながら、検証作業を進め、災害検証会議では、今次水害の概要、仮締切堤防の施工不備・変状、浸水シミュレーションについて見解を取りまとめ、護岸工事検証会議は、7月8日に仮締切堤防の高さ不足等に関する瑕疵及び氾濫への影響と、今後の管理体制のあり方を見解を取りまとめた。また、次回の災害検証会議で今後の浸水対策のあり方を議論することになったとのことでありました。

災害検証会議による今次水害の概要については、令和5年台風第13号は、一宮川流域では、河川計画規模10分の1確率に対して、180分の1確率の降雨であり、10時間にわたって計画高水位を超えるような洪水が発生し、令和元年を超える過去最大の降雨であった。一方、令和元年から令和5年の河川整備により、浸水家屋数が約半減するなど、浸水被害は減少していた。

今回の浸水要因を分析したところ、特に八千代地区・大芝地区では、「河川に排水し切れず、マンホールから吹き出すなどの内水」、「工事施工上の都合から仮締切堤防の一部で大型土のうが撤去されていたなどの施工不備による高さ不足」、「計画高水位を超える洪水による仮締切堤防の変状」、「それ以外で堤防の上を洪水が越える越水の発生」など、複合的な要因により発生したことが分かった。

工事施工上の都合から仮締切堤防の一部で大型土のうが撤去されていたなどの施工不備による高さ不足については、鶴枝川合流点から豊田川合流点までの約4キロメートル区間で進めている護岸工事において、5箇所あったことを確認した。

仮締切堤防の変状については、護岸整備の途中で、もともとの堤防を開削するため、仮締切堤防として大型土のうを設置していたが、浸水被害が生じた出水後に、約4キロメートル区間のうち17か所で、延長約260メートル、約6%相当で仮締切堤防の変状を確認した。仮締切堤防は、技術基準等に基づき設計していたが、計画高水位を超える洪水の作用で変状が生じたと考えられる。

浸水要因の分析にあっては、委員から指摘をいただきながら、内水、施工不備、変状といった浸水要因を反映できるシミュレーションモデルを作成し、八千代地区・大芝地区における浸水の時間的変化を再現し、委員からも、今回の事象を分析するに足る精度を得たと確認をいただいたところである。出来上がったシミュレーションモデルを活用し、条件を変えた幾つかのケースで計算を実施し、最大浸水量を算定。その結果、仮に堤防に17か所の変状、5か所の施工不備がないと仮定しても、高さ不足の部分からの溢れがない分、河川の水位が上昇し、大型土のうの高さを越え越水が起こると計算された。これは、今回の雨が180分の1確率という非常に大きなものであることのあらわれであるとも考えられる。また、施工不備の影響を確認するため、施工不備だけがあるとしたケースと比べると、その差はほとんどなかったことから、施工不備の有無は浸水量にほぼ影響しないと結論づけた。なお、この量の比較の他に、委員による統計的な差の検定でも、有意な影響は認められないとの結論となった。また、洪水位が計画高水位を超過するため、破堤の可能性は内在しているものの、破堤は起こらない条件で計算した結果、仮に河川から一切氾濫しないとしたこの場合でも、浸水が発生するとの結果が出て

おり、再現計算と比較し、浸水量は約2割程度と計算された。また、八千代地区・大芝地区以外の地区では、河川水位が上昇することで浸水増となるところもあったとのことでありました。

河川整備の効果については、シミュレーションモデルのうち、河川の整備状況による条件を変更し、時間を巻き戻して、令和元年以降の河川整備を実施していない状態で令和5年9月の雨が降っていたらというケースを計算し比較したところ、浸水範囲が減少している結果となった。また、令和元年と令和5年との浸水実績での比較でも浸水痕跡を調査した際、令和元年調査時に比べ、多くの観測点で浸水深の低下が確認され、令和元年から令和5年までの実施していた河川整備の効果を確認することができた。

現在実施している令和11年度までの河川整備が完成した場合に令和5年の雨が降ったら、というシミュレーションとの比較については、さらに浸水が減少する結果となり、八千代・大芝地区では、河川水位が堤防高を超えず、越水がなくなるという結果が出た。ただし、河川の水は計画高水位を超過するものの、それでも破堤しない条件での計算結果によるものである。また、残る浸水箇所については、八千代・大芝地区では内水氾濫、支川の鶴枝川では河川氾濫が起こるということが結果として出た。

ここまで作成してきたシミュレーションモデルで、このような仮定の計算もできるようになったことから、次回の浸水対策のあり方を検討する検証会議においても、これらを活用していきたいと考えており、さらに、検証会議での見解を踏まえ、具体的対策メニューについて、一宮川流域治水協議会において検討していきたいとのことでありました。

次に、今回の仮締切堤防に関する法的見解を検証した護岸工事検証会議の見解についてですが、検証会議では、まず今回の責任論に関して、国家賠償法、民法の観点で整理するということが示された。

まず、仮締切堤防の変状が瑕疵にあたるかどうかを、災害検証会議、護岸工事検証会議、それぞれで検証したところ、今次水害は180分の1確率規模の降雨であり、変状はやむを得なかったこと、また、河川整備計画等が妥当だったことから、瑕疵にはあたらず賠償責任は認められないと整理された。

次に、施工不備については、護岸工事検証会議の委員による関係書類の確認や工事関係者へのヒアリング等が行われた結果、施工者が発注者に承諾なく複数箇所において無断で仮締切堤防を撤去し、かつ、その修復を怠ったことなどが原因で施工不備が発生しており、今次ほどの雨でなくても水害を招きかねない危険な行為であったとの見解であり、施工者の行為は県との契約不履行、被災者に対する不法行為法上の過失であるとともに、県の河川管理上の瑕疵であ

ること。また、台風前日に県が行ったパトロールにおいては高さ不足を発見できなかった5か所のうち1か所について、県の過失による国家賠償法の違法行為であると整理された。

続いて、水害拡大との因果関係については、災害検証会議での八千代・大芝地区の浸水量への影響はほぼなしとの見解を受け、護岸工事検証会議では、施工不備と水害拡大との因果関係を法的に認定することはできないとの見解が出され、賠償責任は認められないとの整理となった。一方、賠償責任は認められないものの、施工不備を発見できなかった事実を鑑み、パトロール体制等管理体制の充実を図るべきとの指摘があり、県はパトロールの改善等の措置を行いながら、護岸工事の一日も早い完成を目指している。

一宮川流域における今後の浸水対策のあり方については、次の災害検証会議で議論し、その見解を踏まえ、具体的な対策については、一宮川流域治水協議会にて検討を行っていくとのことでありました。

以上の説明に対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「現在実施している河川整備が終わった場合、令和5年の大雨に対しては、内水は一部残るにしても、河川からの越水は起こらないということでしょうか」との質疑に対し、「令和11年度までに河川整備が順調に終われば、令和5年の雨に対しては、内水は一部残るものの越水は起こさず流せるのではないかというシミュレーションの結果を得た。一部残る内水については、今後開かれる災害検証会議の見解を踏まえ、一宮川流域治水協議会において、今後の対策について協議していきたい」との答弁がありました。

次に、「浸水要因の分析結果としては、施工不備の有無は浸水量にほぼ影響がなかったとのことだが、今回の施工不備によって浸水の開始時間が早まったことは考えられないか」との質疑に対し、「5か所の施工不備のうち、1か所は大型土のうが丸ごと欠落していた。委員の言われているとおり浸水時間は早かったものと思われ、また防犯カメラ等の映像でも確認している」との答弁がありました。

次に、「賠償責任は認められないものの、施工不備を発見できなかった事実を鑑み、パトロール体制等管理体制の充実を図るべきとのことだが、具体的に今後どのように強化していくのか」との質疑に対し、「一宮川の工事は大規模で時間のかかる工事であるため、通年で施工をしていること等から、大型土のうによる仮締切堤防を設置している。パトロールについては、通常時のパトロールでは、仮締切堤防が必要な高さを満たしているかどうか新たに設置した目印や測量によって確認することや、シートで覆われている大型土のうを必ず手で触れ確認することとした。また、パトロール回数を定めるなど、パトロール方法を改め、既に実施してい

る」との答弁がありました。

次に、「私は10%でも相当の被害があったものと考えており、仮締切堤防の施工不備が水害拡大との因果関係に有意な影響はなく、賠償責任が認められないという見解は、あくまで県の主張と認識してよいか」との質疑に対し、「検証会議では、弁護士や河川工学の専門家による検証が行われ、浸水要因の分析や水害との因果関係を整理するとともに、過去の水害訴訟も参考として、今回、法的な見解が出されたものであると認識しているところであり、我々県だけで結論づけたものではない」との答弁がありました。

次に、「仮締切堤防の施工不備について、賠償責任はないとのことだが、住民は納得するとは思えない。今回の検証会議の結果について市民に説明する考えはあるのか」との質疑に対し、「今回の検証会議の結果等については、市民の方々に説明する必要があると考えており、その際には丁寧な説明をしたい」との答弁がありました。

また、委員から「住民の逃げる時間を確保するためにも、二度と施工不備を見逃さないよう、パトロール等管理体制の徹底をお願いしたい」との意見や、「市民への説明にあたっては、専門用語を使わず、分かりやすい言葉を使っていただきたい」との意見や、「越水には潮位が関係することが考えられるので、ぜひ検証していただきたい」との意見や、「今後の検証会議において、さらなる河川整備について検討されたい」との意見がありました。

続いて、市当局から「内水対策の状況について」説明を受けました。

まず、内水対策の状況について、一宮川流域内において、内水を排除するための既存の排水ポンプは6か所あり、これに加え、平成25年災害を契機に実施してきた排水ポンプ等の整備は、東郷地先水門ポンプゲートが平成30年度に完成、長清水水門ポンプゲートが令和3年度に完成、早野排水機場及び鷺巣稲荷前水門のポンプゲートが令和4年度に完成、また、令和元年10月25日の災害を契機に実施してきた高師地先の排水路整備が令和5年度に完成、笹塚地区排水ポンプの能力増強は、本年6月末に完成している。

現在実施中の内水対策については2か所実施しており、東茂原地先の排水路整備工事については、東茂原地区の浸水被害を解消させるため、令和2年度から着手し、継続的に排水路整備に取り組んでいるところであり、計画延長全体約914メートルのうち、令和5年度末までに約227メートルが完了。現在は、続きの約227メートルを施工しており、残る460メートルについては、今後継続的に工事を実施していく。また、大芝の樋管改修については、大雨時の初期において排水能力を向上させるために、既存樋管の幅1.2メートル掛ける高さ1.2メートルから、幅1.5メートル掛ける高さ1.8メートルで約1.9倍に拡大する工事を昨年度から着手し、今年度

末の完成を予定している。その他の対策必要箇所については、令和5年9月8日の台風第13号の接近に伴う大雨被害により、現在県において浸水シミュレーション等を実施しており、その結果を基に改めて内水対策の検討に取り組んでいきたいとのことでありました。

次に、下水道事業においては、令和4年度に茂原市雨水管理総合計画を策定し、浸水リスクが高く、都市機能が特に集積している10地区を重点対策地区に位置づけており、短期対策地区、中期対策地区、長期対策地区に分けている。今年度は八千代地区を中心とした本町排水区及びアスモ周辺を含む富士見第一ノ一排水区について、増補管や雨水管の実施設計に着手している。次に町保、緑町、鷺巣、西町、早野に位置する各排水区においては、昨年度から対策検討及び令和5年9月8日の大雨に対する浸水シミュレーションを進めている。引き続き早期に浸水被害の軽減を図れるよう整備に取り組んでいきたいとのことでありました。

以上の説明に対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「早野排水機場について、河川が越水するまでにまだ余裕がある状況の中で、排水が止まっていたとのことだが、昨年の浸水を受けた上で、排水機場の排水の設定について変える予定はあるのか」との質疑に対し、「早野排水機場の排水については、一宮川の計画高水位を超えての排水ができないことから、排水機場の排水設定は変えることはできない」との答弁がありました。

次に、「新たに仮設の大型排水ポンプを11基購入したと思うが、設置する場所は決まっているのか」との質疑に対し、「昨年度購入した排水エンジンポンプ11基の設置場所は、町保の公園、大芝調整池、渋谷排水機場、腰当水門、道目木水門、昌平橋付近、御蔵芝橋付近であり、大芝調整池は3基、渋谷排水機場は2基、御蔵芝橋付近は2基、その他各1基ずつ配置を考えている」との答弁がありました。

次に、「下水道事業については、排水対策として増補管や雨水管を設置して排水能力を高めるということだが、現在の下水处理場の雨水ポンプの能力で足りるのか」との質疑に対し、「下水处理場の雨水ポンプについては、令和4年度に雨水ポンプの能力増強が完了しており、問題ない」との答弁がありました。

また、委員から「下水处理場の雨水ポンプの能力を発揮させるためにも、下水处理場の浸水対策に努められたい」との意見がありました。

以上が会議の内容であります。

令和5年9月8日の台風第13号の接近に伴う大雨は、1時間最大雨量78ミリ、12時間最大雨量371ミリ、降り始めからの総雨量405ミリという観測史上最大の豪雨となり、市民はまたして

も生活に甚大な悪影響を及ぼす５度目の大規模浸水被害を受けました。

これらを踏まえ、本委員会としては、千葉県や市当局と連携を図り、課題の把握及び解決のため、引き続き調査を行うことといたしました。

以上で中間報告を終わります。

○議長（金坂道人君） 以上で、特別委員会の中間報告を終わります。

☆ ☆

議案並びに請願の総括審議

○議長（金坂道人君） 次に、議事日程第２「議案並びに請願の総括審議」を議題とします。

まず、６月定例会から継続審査になっております案件、並びに今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 杉浦康一君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 杉浦康一君登壇）

○総務委員会委員長（杉浦康一君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会に付託されました議案１件について、関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

議案第１号「令和６年度茂原市一般会計補正予算（第３号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９３７５万８０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３３６億６９７７万２０００円にしようとするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、総務費について、「自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の対象者と補助内容は」との質疑に対し、「対象者は１２６０人で、１人当たり上限２０００円の補助で先着順である」との答弁がありました。

次に、民生費について、「地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の対象施設はどこか」との質疑に対し、「スプリンクラーの設置は、有料老人ホームの『時の村７号館』であり、防災改修等支援は、グループホームの『フローラもばら』及び『コスモス茂原』である」との答弁がありました。

次に、土木費について、「内水対策検討業務委託料の委託内容は」との質疑に対し、「令和５年９月８日の大雨の千葉県による検証結果を受けて、県の河川整備と茂原市の内水対策を整理し、令和１１年度までの県の河川整備後に、なお残る浸水被害を明確にし、対策内容を検討する業務委託である」との答弁がありました。

次に、繰越明許費について、「繰り越した理由及び工期はいつまでか」との質疑に対し、「民生費の地域福祉センター整備事業は、五郷福祉センターの駐車場整備の工事費であり、農業振興地域除外の許可に大幅な遅れが生じたため繰越しとなるもので、工期は令和7年10月頃までを見込んでいる。

交通安全施設整備事業は2か所あり、1か所目はサトペン交差点東側の道路整備で、通学路として使用するもので、電柱の移設に多くの時間を要することが判明したため繰り越しとなるもので、工期は令和7年7月頃までを見込んでいる。2か所目は本納小中学校北側の道路整備であり、道路の表層を開けたところ、路盤材に鉋滓が使用されており、撤去に多くの時間を要したことなどから繰り越しとなるもので、工期は令和7年6月頃までを見込んでいる。

内水対策関連事業は、本定例会に補正予算で提出したものであり、委託期間を7か月程度見込んでいるため繰り越しとなるもので、令和7年4月頃までの委託を見込んでいる」との答弁がありました。

また、委員より、「五郷福祉センターは避難所にもなっており、駐車場が不足していることから、一日でも早く工事ができるようにしてもらいたい」などの意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については、全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（金坂道人君） 次に、教育福祉委員会委員長 石毛隆夫君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 石毛隆夫君登壇）

○教育福祉委員会委員長（石毛隆夫君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る6月定例会において付託され、継続審査となっておりました請願2件並びに今定例会において付託されました議案3件について、8月21日並びに9月13日に委員会を開催し、関係職員の出席を求め慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

まず、継続審査となっておりました請願2件について報告いたします。

初めに、請願第3号「高齢者の帯状疱疹ワクチン接種の公費助成制度の創設に関する請願」について申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「国におけるワクチンの定期接種化に係る審議の進捗は。また、定期接種化となった

場合、ワクチンの供給量は問題ないのか」との質疑に対し、「7月18日に予防接種基本方針部会が開催され、ワクチンの定期接種化の方向で進んでいるが、接種年齢やワクチンの種類については、今後検討していくこととなっている。また、ワクチンの供給量については、製造販売業者より増加させることが可能である、との説明があった」との答弁がありました。

次に、「今年1月に、带状疱疹ワクチン接種に対する公費助成について要請書が提出されているが、公費助成に係る予算措置を取らなかった理由は」との質疑に対し、「本市では定期接種について予算措置しているが、ワクチンの任意接種については、個人予防という観点から、本人または保護者の希望によって接種していただくものと考えているため、今回、予算措置を取っていない状況である」との答弁がありました。

次に、「接種対象者を罹患率の高い高齢者に絞る等、臨機応変に対応することで、負担は軽くなると思われるが、その点について、どのように考えているのか」との質疑に対し、「70歳になると罹患率が高くなる傾向があり、65歳の方を対象にしてはどうかという意見もあるため、そのような可能性を考慮していかなければならないと考えている」との答弁がありました。

次に、「ワクチンの効果について、国はどのような評価をしているのか」との質疑に対し、「基本方針部会において、ワクチンの効果に対する数値が出されているが、特に異論等が出されていないため、効果については承認されたものと捉えている」との答弁がありました。

また、委員より「国においてワクチンの定期接種化の方向で進んでいることを踏まえ、本市独自のワクチンに対する公費助成は必要ないのではないか」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、請願第3号については、賛成者少数で不採択とすることと決定しました。

次に、請願第4号「加齢性難聴の補聴器購入の助成金に関する請願」について申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「健診において難聴の問診を行う場合、何項目の問診内容が追加されるのか。また、県内で問診票に難聴項目を追加している自治体はあるのか」との質疑に対し、「難聴の診察で使用する問診の内容は、アメリカで使用されている25項目の問診票を日本語訳したものを使用することが一般的であり、そのうち10項目ほどを選別して使用することとなる。また、県内で難聴項目を問診票に追加している自治体はない」との答弁がありました。

次に、「加齢性難聴の検査を行う場合、どのような機材が必要となるのか」との質疑に対し、「検査を行う場合、オーディオメーターという機材を使用することとなるが、防音室等の静かな環境が必要となる」との答弁がありました。

次に、「健診に難聴項目が追加された場合、その項目に該当した方に対し、医療機関への受診勧奨は行うのか。また、受診者数が増えることにより、医療機関の逼迫が懸念されるが、どのように考えているか」との質疑に対し、「健診の結果次第では専門医療機関への受診を勧奨することになると考えるが、市内の専門医療機関は少数であるため、一時的ではあるが、受診者の増加は懸念される」との答弁がありました。

次に、「請願の趣旨に、補聴器購入後に医療費控除を受けられる方は少数との記載があるが、補聴器購入者のうち、医療費控除の対象となる方の人数を把握しているのか」との質疑に対し、「医療費控除は、1月から12月中の医療費をまとめて申告する制度であり、その中から補聴器購入者数を把握することは困難である」との答弁がありました。

次に、「加齢性難聴について、国はどのような取り組みを行っているのか」との質疑に対し、「国の取り組みとして、『自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用と効果に関する研究事業』の一環で、難聴高齢者の適切な補聴器の使用に至るまでのプロセスについて整理すること等を明らかにすることを目的に、全国市区町村にアンケート調査を実施し、先進自治体の取り組みを公表している。調査対象自治体1741団体のうち、補聴器購入の公的助成については、36自治体が実施しており、回答があった自治体の3.8%にとどまっている。また、日本医療研究開発機構認知症研究開発事業において、認知機能低下の予防効果を検証する研究が実施され、難聴と認知症の因果関係について、引き続き研究が続いている状況である」との答弁がありました。

次に、「加齢性難聴に対する補聴器の効果は」との質疑に対し、「補聴器を使用することで『聞こえ』を改善することは、生活の質を向上させる上で有効な手段だと考える。一方で、適切に使用することが必要となることから、利用者の訓練、難聴の状態に合わせるためのチューニング、再度作り直す必要性があるなど、様々な状況が発生していると伺っている。また、難聴には、加齢性によるものだけではなく、中耳炎やウイルス感染等、専門医の治療が必要な場合もある」との答弁がありました。

次に、「公費助成を実施している自治体はあるのか。また、その対象年齢は」との質疑に対し、「県内にて6市が実施している。対象年齢はいずれも65歳以上としており、助成金額は2万円から3万5000円となっている」との答弁がありました。

次に、「2万円から3万5000円の助成を行った場合、どれほどの予算措置となるのか」との質疑に対し、「65歳以上の人口2万9701人に対し、難聴の有病率に基づき計算すると、約1万8000人が難聴と考えられる。これを基に、3万円の助成を行うものと仮定すると、約5億4000

万円となる」との答弁がありました。

また、委員より「加齢性難聴に対する補聴器の使用については、その有効性や効果について不明な点が多い。また、国において今後どのような形で対応していくのか、動向を注視していく必要もあることから、加齢性難聴の補聴器購入に対する助成金については、必要ないものとする」との意見や、「健診に難聴項目を追加することは、時間や金銭面を考慮すると少し困難であるとするが、難聴が原因で、ひきこもりや認知症を発症する可能性もある。また、難聴者本人だけではなく、その家族も大変な思いをしている。そういった方々へ配慮することは必要なことであり、本市独自の助成制度を創出することが必要なのではないか」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、請願第４号については、賛成者少数で不採択とすることと決定しました。

次に、今定例会において付託されました議案３件について報告いたします。

初めに、議案第４号「茂原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「改正後の具体的な内容は」との質疑に対し、「改正前は、国民健康保険税を滞納している世帯主に対し、被保険者証の返還を求めても応じない者に過料を科すことができるとなっているが、改正後については、廃止となる被保険者証に替わる資格確認書の返還を求めることが想定されていないため、『返還を求めること』について削除となった」との答弁があり、採決の結果、議案第４号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第８号「千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正されたことに伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約を改正することについて、地方自治法第291条の３第１項の規定による関係市町村と協議を行うにあたり、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであり、具体的には、本年12月２日から被保険者証及び被保険者資格証明書が廃止となるため、千葉県後期高齢者医療広域連合規約中、処理する事務に関する規程について改正する必要が生じ、規約の別表第１中の『被保険者証及び資格証明書』を『資格確認書等』に改めるものであり、採決の結果、議案第８号については、全員異議なく可決することと決定しま

した。

次に、議案第10号「損害賠償額の決定及び和解について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「賠償額については、損害保険会社の基準に基づき算定したのか。また、被害者の方は納得のうえで決定したのか」との質疑に対し、「自賠責保険の基準に基づき算定した。また、被害者の方も納得のうえで決定している」との答弁がありました。

次に、「側道から本線に合流してきた車を避けたところ、右側を走行中の車と接触したとのことだが、合流してきた車は今回の事案に関与していないのか。また、ドライブレコーダーはついていなかったのか」との質疑に対し、「合流してきた車については、そのまま通過してしまっただけのため、不明である。また、事故当時、ドライブレコーダーはついていなかった」との答弁がありました。

次に、「本件に関する過失割合は」との質疑に対し、「物件損害について、本市の過失割合は8割で和解した。今回の人身損害については、自賠責保険での対応のため、過失相殺を適用せず、市側が相手側の10割を支払うものである」との答弁がありました。

次に、「市外へ認定調査に伺っている際の事故とのことだが、市外の方に対し、本市が認定調査に伺う理由は」との質疑に対し、「本件については、対象者が市内居住者であり、市外の病院へ入院している方であったため、調査へ伺った」との答弁がありました。

また、委員より「近年、あおり運転等、自動車走行中の事故が多発している。ドライブレコーダー未設置の公用車について、設置促進に向け、庁内で検討していただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第10号については、全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（金坂道人君） 次に、建設経済委員会委員長 小久保ともこ君から報告を求めます。

（建設経済委員会委員長 小久保ともこ君登壇）

○建設経済委員会委員長（小久保ともこ君） 建設経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案4件について、9月13日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第2号「令和6年度茂原市下水道事業会計補正予算（第1号）」について申し

上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「町保ポンプ場施設更新に12か月かかるとのことだが、その間はどう対応するのか」との質疑に対し、「現在、ポンプ運転が不安定な状態であるため、ポンプが正常に動かないときは、応急的に仮設ポンプを用いて対応していく」との答弁がありました。

次に、「川中島終末処理場の災害復旧工事について、総事業費と国費の見込額は」との質疑に対し、「全体の事業費として約21億円を見込んでおり、国費については事業費の3分の2である約14億円を見込んでいる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第3号「令和6年度茂原市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

審査の過程において、「徴収ができない未収金については、何年で不納欠損しているのか」との質疑に対し、「5年で不納欠損している」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第3号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第5号「契約の締結について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「今回の入札の最低制限価格と落札率は」との質疑に対し、「最低制限価格は税込みで2億3361万円強であり、落札率は96.8%である」との答弁がありました。

次に、「設計では、どの程度の雨量を想定しているのか」との質疑に対し、「この排水路は、平成25年の台風第26号の雨を対象に設計しており、10分最大雨量9.5ミリ、1時間雨量57ミリで計画している」との答弁がありました。

次に、「排水路が整備され、水の流れが良くなり、下流域で氾濫が起こるようなリスクはないのか」との質疑に対し、「計画にあたっては、河川管理者である県と協議し、排水量を定めている」との答弁がありました。

また、委員から「今後契約の案件については、スライド条項の説明もしていただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第5号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第9号「和解について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「今回の和解に至るまでに市が負担した金額は幾らか」との質疑に対し、「弁護士費用を含めた訴訟費用に約390万円、3筆の土地購入費用に1037万円余、分筆・境界杭設置に56万円余、電柱移転に188万円余、印紙代6500円の合計1669万円余である。なお、電柱移転については、土地区画整理事業において実施したものである」との答弁がありました。

次に、「今後同様なことが起こらないよう、どのように取り組んでいくのか」との質疑に対し、「今回の工事については、市が移転に係る費用を補償金として相手側に渡し、相手側が契約し工事を行うものであった。そのため、工事の監督義務及び工事の完了検査の義務が市になく、施工後の写真のみで工事の履行を確認していた。現在は、契約時に相手側に説明し、施工後だけではなく、施工中に掘り起こしを行うなど、撤去の確認を徹底するようマニュアルを作成し、対応している」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、議案第9号は、全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（金坂道人君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

ここで、しばらく休憩します。

午後2時06分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後2時20分 開議

○議長（金坂道人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

（19番 平ゆき子君登壇）

○19番（平ゆき子君） 日本共産党の平ゆき子でございます。皆さん、こんにちは。

ただいまより反対討論を行います。反対する案件は、議案第4号「茂原市国民健康保険条例

の一部を改正する条例の制定について」、議案第 8 号「千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」に反対し、その理由を述べます。さらに、6 月定例会市議会に付託され、継続審査となった請願第 3 号「高齢者の带状疱疹ワクチン接種の公費助成制度の創設に関する請願」、請願第 4 号「加齢性難聴の補聴器購入の助成金に関する請願」を不採択とする委員長報告に反対し、その理由を述べます。

まず、議案第 4 号、議案第 8 号は関連していますので、一括して述べさせていただきます。

本案 2 件は、改正マイナンバー法の成立により、本年 12 月 2 日に施行される、国民健康保険証を廃止してマイナンバーカードに保険証機能を持たせるマイナ保険証に一本化されることにより条例と規約の一部を改正するものです。国民健康保険証廃止に対しては、私は、今 9 月定例会市議会一般質問で詳しく述べさせていただきました。マイナ保険証の全国での利用率は 7 月時点で 11% と低迷しています。また、全国保険医団体連合会が 6 月に公表した 1 万の医療機関へのアンケート調査によれば、66% もの医療機関が「無効」「該当資格なし」と表示されたなどのトラブルがあったと回答して、現場では混乱しているとのことでした。

そもそも現行の健康保険証の廃止は、マイナンバー法上で任意ともされているマイナンバーカードの取得を事実上義務化するものであり、法律上も大きな問題があります。また、マイナンバーカードのような国民 ID と健康保険証を一体化させている国は先進 7 か国では日本だけです。さらに、プライバシーを侵害させるおそれがあることから、国民の懸念も根強く、何より、トラブル続きの中、国民の命と健康を損なわれることがあってはなりません。安心して国民が医療を受けられる制度こそが求められるものです。

以上のことから、現行の健康保険証の存続を強く求め、本案件に反対するものです。

次に、請願第 3 号「高齢者の带状疱疹ワクチン接種の公費助成制度の創設に関する請願」について述べます。

請願の趣旨にあるように、高齢者が带状疱疹に罹患すると、高熱が出て、皮膚の弱いところに発疹ができ、その発疹が頭部や顔面に出た場合、視力低下や失明、顔面神経麻痺などの重い後遺症が残る場合もあり、完治するまで相当な日時がかかると言われていました。

带状疱疹は早期発見、早期治療が非常に重要であり、带状疱疹ワクチンを接種することで発症率が抑えられるだけでなく、重症化しにくく、痛みが残りにくくなるなどが期待できると言われています。しかし、带状疱疹ワクチン、不活化ワクチンは、現在費用を自己負担する任意接種であり、1 回 2 万円以上かかり、2 回接種が必要です。幾ら効果があるといっても、この金額は年金生活の高齢者にとってなかなか手が出ません。

審議された中では、国が定期接種として検討されているので、国の動向を注視し対応したいとのことですが、長生郡内では、睦沢町が来年４月から実施予定とのことで、茂原市のみ未実施の状況です。本市においても、本請願の願意をお酌み取りいただき、採択を求めるものです。

最後は、請願第４号「加齢性難聴の補聴器購入の助成金に関する請願」についてです。

加齢性難聴は認知症の最大のリスクの１つと指摘されています。加齢とともに耳の聞こえが悪くなり、70歳では５割、80歳では約８割の方が難聴になると言われています。難聴を放置していると聞きづらさで会話がおっくうに感じ、ひきこもりや鬱病になるリスクも指摘されています。生活の質を維持するために補聴器の利用が進められていますが、加齢性難聴の方の補聴器の価格が15万円から30万円と、保険適用がないため全額自己負担となり、大変高額となっています。請願の趣旨にもあるように、難聴は高齢者の社会参加、再雇用などに大きな障害となっているとのことです。

生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるようにしていくためにも、公費助成制度の創設等の願意をお酌み取りいただき、採択を強く求めまして、私の反対討論といたします。

○議長（金坂道人君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、継続審査となっております案件について採決します。

まず、請願第３号「高齢者の带状疱疹ワクチン接種の公費助成制度の創設に関する請願」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択であります。

請願第３号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

起立少数と認めます。

したがいまして、請願第３号は不採択とすることと決定しました。

次に、請願第４号「加齢性難聴の補聴器購入の助成金に関する請願」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択であります。

請願第４号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

起立少数と認めます。

したがいまして、請願第4号は不採択とすることと決定しました。

次に、今定例会に付議されました議案について採決します。

まず、議案第4号「茂原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第6号は同意されました。

次に、議案第7号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第7号は適任と認めることとされました。

次に、議案第8号「千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第1号から第3号、第5号並びに第9号から第10号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第3号、第5号並びに第9号から第10号については、いずれも原案のとおり可決されました。

ここで報告します。

本日、常泉健一議員から、今定例会に提出するため、発議案2件の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議

○議長（金坂道人君） それでは次に、議事日程第3「発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議」を議題とします。

発議案第1号から第2号を一括上程します。

最初に、発議案第1号から第2号について、提出者常泉健一君から提案理由の説明を求めます。常泉健一議員。

（22番 常泉健一君登壇）

○22番（常泉健一君） 提出者を代表いたしまして、発議案第1号並びに発議案第2号の提案理由を御説明申し上げます。

初めに、発議案第1号「二級河川一宮川水系河川の整備促進に関する意見書の提出について」であります。

本市の二級河川一宮川流域は、過去に度々浸水被害が発生してきました。令和元年10月の大雨では、市内の一宮川水系の数箇所では河川が氾濫し、3名の尊い命が犠牲となるなど、甚大な被害を受けました。

そして、令和5年9月8日台風第13号の接近に伴う大雨は、1時間最大雨量78ミリ、12時間最大雨量371ミリ、降り始めからの総雨量405ミリという観測史上最大の豪雨となり、茂原市民は、またしても生活に甚大な悪影響を及ぼす5度目の大規模浸水被害を受けました。

そこで、さらなる流域の安全安心を確保するため、「二級河川一宮川水系河川整備計画」及び「一宮川水系流域治水プロジェクト」による治水事業が、スピード感を持ち強力で推進することが急務であると考えております。

また、広域地盤沈下の影響や一宮川本川に支川が集まる地理的要因による浸水リスクを解消するため、中流域から太平洋まで伸びる新たな導水路の整備を早急に検討する必要があると考えます。

本市にとって一宮川水系河川の改修は、住民の生命と財産を守るための生命線であり、全市民が一日も早い洪水被害の解消を強く待ち望んでおります。

これらのことから、一宮川河川改修事業の早期完成のため、必要な予算の確実な確保等を要望すべく、地方自治法第99条の規定により、国及び県へ意見書を提出しようとするものであり

ます。

次に、発議案第２号「二級河川赤目川の整備促進に関する意見書の提出について」であります。

二級河川赤目川は平成７年度から改修が進められ、下流部の延長約4.7キロメートルまで拡幅工事の整備が図られました。

しかしながら、未改修区間である上流部では、令和元年10月の大雨や近年頻発するゲリラ豪雨等により被害が多発し、地域住民の日常生活に多大な影響を与えている状況であります。

そして令和５年９月８日の台風第13号接近に伴う大雨により、流域住民は、またしても生活に甚大な悪影響を及ぼす大規模浸水被害を受けました。

本市にとって赤目川の改修は最重要課題のひとつであり、流域住民は一日も早く洪水被害が解消されるよう、河川改修の早期完成を切望しております。

これらのことから、赤目川改修事業の早期完成のため、大幅な予算の増額等を要望すべく、地方自治法第99条の規定により、国及び県へ意見書を提出しようとするものであります。

慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（金坂道人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

最初に、発議案第１号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に、発議案第２号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案２件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがって、委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第1号「二級河川一宮川水系河川の整備促進に関する意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号「二級河川赤目川の整備促進に関する意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

————— ☆ ————— ☆ —————

所管事務調査のための委員派遣の件

○議長（金坂道人君） 次に、議事日程第4「所管事務調査のための委員派遣の件」を議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員会、教育福祉委員会、建設経済委員会の各委員長から、会議規則第106条の規定により、閉会中の所管事務調査のため、委員を派遣したい旨の要求書が提出されました。

お諮りします。

各委員長からの要求について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがって、承認することと決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

ここでお諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがって、そのように決定しました。



○本日の会議要綱

1. 特別委員会中間報告の件
2. 議案並びに請願の総括審議
3. 発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議
4. 所管事務調査のための委員派遣の件

○出席議員

議長 金坂道人君

副議長 田畑毅君

1番	竹村 聡君	2番	小倉 義久君
3番	御園 敏之君	4番	工藤 孝弘君
5番	河野 英美君	6番	横堀 喜一郎君
7番	河野 健市君	8番	高山 佳久君
9番	石毛 隆夫君	10番	岡沢 与志隆君
11番	向後 研二君	12番	杉浦 康一君
13番	小久保 ともこ君	16番	中山 和夫君
17番	細谷 菜穂子君	18番	鈴木 敏文君
19番	平 ゆき子君	20番	ますだ よしお君
21番	三橋 弘明君	22番	常泉 健一君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市 長	市 原 淳 君	副 市 長	大 石 学 君
教 育 長	富 田 浩 明 君	総 務 部 長	渡 邊 正 統 君
企 画 財 政 部 長	平 井 仁 君	市 民 部 長	中 田 喜一郎 君
福 祉 部 長	中 村 一 之 君	経 済 環 境 部 長	高 橋 啓 一 君
都 市 建 設 部 長	白 井 高 君	教 育 部 長	佐久間 尉 介 君
総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	菅 谷 直 博 君	企 画 財 政 部 次 長 (企画政策課長事務取扱)	佐久間 栄 一 君
市 民 部 次 長 (生活課長事務取扱)	飯 島 博 美 君	福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	鬼 島 啓 太 君
経 済 環 境 部 次 長 (農政課長事務取扱)	小 高 一 宏 君	都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱)	積 田 篤 君
都 市 建 設 部 次 長 (都市整備課長事務取扱)	丸 利 幸 君	教 育 部 次 長 (教育総務課長事務取扱)	新 木 和 敏 君
職 員 課 長	神 馬 幹 夫 君	財 政 課 長	安 田 博 彦 君

———— ☆ ————

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 井 康 史
局 長 補 佐	東 間 一 博
議 事 係 長	金 綱 邦 彦

○議長（金坂道人君） これをもちまして、令和6年茂原市議会9月定例会を閉会します。
長期間にわたる御審議、誠に御苦労さまでございました。

午後2時43分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年11月1日

茂原市議会議長 金 坂 道 人

茂原市議会副議長 田 畑 毅

茂原市議会議員 平 ゆ き 子

茂原市議会議員 ま す だ よ し お